

経 済 労 働 委 員 会 記 録  
＜ 第 1 号 ＞

平成25年第1回沖縄県議会（2月定例会閉会中）

平成25年4月15日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

## 経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 1 号>

---

### 開会の日時

年月日 平成25年 4 月 15 日 月曜日  
開 会 午前10時02分  
散 会 午後 0 時28分

---

### 場 所

第 1 委員会室

---

### 議 題

1 日台漁業協定締結について

---

### 出 席 委 員

委 員 長	上 原	章 君
副 委 員 長	砂 川	利 勝 君
委 員	翁 長	政 俊 君
委 員	仲 村	未 央 さん
委 員	崎 山	嗣 幸 君
委 員	玉 城	満 君
委 員	瑞慶覧	功 君
委 員	玉 城	ノブ子 さん
委 員	儀 間	光 秀 君
委 員	喜 納	昌 春 君

委員外議員 なし

---

欠席委員

座喜味 一 幸 君  
 新 垣 哲 司 君

---

説明のため出席した者の職・氏名

農 林 水 産 部 長 山 城 毅 君  
 水 産 課 長 新 里 勝 也 君

---

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項農林水産業についてに係る日台漁業協定締結についてを議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長の出席を求めています。

まず初めに、日台漁業協定について農林水産部長の説明を求めます。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 ただいまから、去る4月10日に署名されました公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取り決め、いわゆる日台漁業取り決めにつきまして、お手元にお配りしてあります資料に基づき、御説明させていただきます。

まず、資料1の1ページをごらんください。

最初に、日台漁業取り決めの概要について説明いたします。

1 取り決めの目的等は、東シナ海における平和と安定の維持、友好と互惠協力の推進、資源の保存と合理的利用及び操業秩序の維持を図ることを目的として、日本側の公益財団法人交流協会と、台湾側の亜東関係協会との間で作成した取り決めであります。

2 取り決めの適用水域は、北緯27度以南の東シナ海の水域に設置される、特別協力水域と漁業関係法令適用除外水域の2つから構成されます。

3 特別協力水域とは、漁業実態が複雑であり、資源の保存と合理的利用及び操業秩序の維持が特に求められる水域として設定され、本水域における具体

的操業等の取り扱いは、①日台漁船の操業が最大限配慮されること、②漁業者間で問題が生じない漁業環境の実現に向け最大限の努力が払われること、との原則を踏まえ、日台漁業委員会で協議されます。

4 漁業関係法令の適用除外水域は、資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを確保するため、双方が協力関係にあることを前提として、相手国の漁船に自国の漁業関係法令を適用しない水域としています。

5 日台漁業委員会については、双方それぞれの代表またはその代理を含む、それぞれ2人の委員で構成され、少なくとも毎年1回開催されます。

取り決め適用水域における資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを確保するための協力関係に関する事項、漁船の航行及び操業の安全確保のための協力に関する事項等を任務としています。

6 取り決め有効期間は、終了通告後6カ月で失効することとされています。以上が日台漁業取り決めの概要でございます。

次に、資料2をごらんください。

日台漁業取り決め合意までの経緯と県の対応について、御説明いたします。

交渉の経緯としましては、日本と台湾は、民間を通じた漁業取り決めに関する協議を実施し、実質的な交渉は、双方の水産と外交の担当省庁が担っており、平成8年から計16回の協議が行われましたが、双方の主張に折り合いがつかず、平成21年に協議が中断しておりました。

その後、平成24年11月30日及び平成25年3月13日の2回の予備会合を踏まえ、平成25年4月10日、第17回日台民間漁業協議を開催し、合意に至っております。

県の対応としましては、平成24年11月、平成25年1月、2月及び4月10日に要請を行っております。

要請の内容としましては、①本県漁業者の意向を十分に尊重すること、②地理的中間線を基本に交渉することです。

要請に対する国の回答としましては、外務副大臣から、沖縄の漁業者の意向は理解している。頭越しに協定を締結することはないとの回答を得ております。

さらに、平成25年4月10日の合意を受け、4月12日、沖縄の漁業者の意向に合致しない取り決め合意に関して、県は沖縄県漁業協同組合連合会等と連携し、官邸等に対し、強く抗議を行っております。

抗議の内容としましては、①地元の説明がないまま、台湾側へ譲歩した内容であり、遺憾である。②本県水産業への多大な影響は避けられないことから、強く抗議する。などです。

以上が日台漁業取り決め合意までの経緯と県の対応についてでございます。

次に、日台漁業取り決め関係水域について、新里水産課長よりパネルで説明

させます。お手元の資料1の2ページをあわせてごらんください。

○新里勝也水産課長　お手元にお配りしています資料1の2ページの図とあわせてごらんになっていただきたいと思います。こちらに沖縄本島がございまして、宮古島、石垣島という配置になっております。沖縄本島から伸びている点線がありますが、これは東シナ海と太平洋を分けているラインです。この赤い線が北緯27度線、ちょうど沖縄本島と与論島の間を通っている線です。このエリアの線引きの現状を説明させていただきますと、ブルーの太い線が排他的経済水域、ちょうど200海里の距離です。ただし、島が近づいてきますと地理的中間線のラインが排他的経済水域の境界と考えられております。少し茶色っぽい線があるのですが、暫定執法線と書いていますが、台湾が一方的に主張する台湾のラインということで御理解いただければと思います。このように2つに線が重なっているのが沖縄の周辺水域の状況です。今回の取り決めで合意された部分についてですが、お配りの資料で基点がア、イ、ウと並んでおりますが、法令適用除外水域と特別協力水域というのがございまして。本来このラインが台湾の主張する暫定執法線なのですが、今回の交渉の結果、ちょうど先島の北側の海域と尖閣の間の一赤で塗り潰してありますが、台湾の暫定執法線から少しはみ出して譲歩されたということです。後、久米島の西側の海域にも暫定執法線から少しはみ出ていることが今回の取り決めの内容となっております。位置関係は大体以上です。後、参考資料としてお配りしている資料がありますが、これは日本側の交渉の窓口でございまして公益財団法人交流協会のホームページからとりました。今回の取り決めの全文です。これも適宜参考にさせていただきたいと思います。ただし、この中の第2条の(1)の中に、(ア)、(イ)、(ウ)から(シ)まで緯度、経度が表示されておりますが、この基点と今お配りしている資料の図の基点とは少しずれがございまして。それは全然別の資料ですのでこれは水産庁がつくった資料ですので少し基点にずれが一例えば(シ)が(カ)になったりというずれがございまして。その辺は御留意いただければと思います。以上で図の説明は終わります。

○山城毅農林水産部長　以上で、公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取り決めについての説明を終わらせていただきます。

○上原章委員長　以上で、農林水産部長の説明は終わりました。

これより日台漁業協定締結について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員　ただいま4月10日の台北市で開かれた日台漁業協定の調印の内容を聞かせてもらいましたが、従来台湾が主張していた暫定執法線をはるかに越えて協定を結んだという説明です。それは従来、日本も含めて地理的中間線を基本とするということであったものを、暫定執法線より、今言われている三角の部分や、特別協力水域も含めて、はるかに越えて大幅に譲歩しているのが実態です。菅官房長官が、これは東シナ海の海洋秩序の維持が図られるとして歓迎したいとコメントしているのです。これは既にマスコミでも出ているように、沖縄海区漁業調整委員の上田教授は、世界の海洋秩序の基本である排他的経済水域をみずから譲る国はどこにもないと言っています。日本は海洋法に関する国際連合条約も批准し、海洋基本法も制定し、この国際ルールを否定する外交は間違っているのではないかと、国際法を否定する合意ではないかと学者が指摘しているのです。この件はどう考えますか。地理的中間線を基本とすることを大幅に譲歩しているのですが、地理的中間線を自国が簡単に譲っているのかというのが、専門家の教授の指摘なのです。官房長官は、秩序が守れるのでいいのだと言っているようですが、これはいいことなのですか。まずこの1点を聞かせてください。

○山城毅農林水産部長　今回の協議に当たり、本県漁業者の意向を十分尊重するという事で、関係団体とも連携して、国に何度か、去年からことしにかけて我々は要請してきたわけです。その中では、漁業者の意向を尊重することと、中間線をぜひ守っていただきたいということを要望してきた中で、当時は、外務大臣から、頭越しにやることはないという回答も得ておりました。そういう意味では我々としても、それを守ってくれるのではないかと非常に期待感を持っていたのですが、結果的には地元は何の説明もなかったということで、知事も含めて、それに対して遺憾であるということを表示し、今回の合意によって本県漁業者と台湾漁船の漁場の競合が避けられないと。あるいは好漁場の縮小は避けられないということがあって、本県水産業に多大な影響があると、すぐに抗議をしたということです。

○崎山嗣幸委員　ここは冒頭、政府が見解を持っていることを農林水産部長が

どうなのかということをおは聞いていて、今言っている話とずれるのですが、若干無理があるならば、あえて追及はしません。25日と26日、漁業団体が外務省と農林水産省を訪ねて要請をしています。そのときに農林水産部長が言うように、本県漁業者の意向を十分に尊重すること、あるいは交渉状況を伝えるということが、皆さんが受け取った状況ではないですか。知事も4月9日に台湾側に譲歩するという情報はあったが知らなかったというコメントがあります。それで10日に皆さんは官邸と外務省に要請をしたというのですが、余りにも安易といいますか、これだけ重大な問題—台湾側にこれだけ譲歩されて後で知ったという、沖縄の頭越しにやっているということは確実ではないですか。皆さんは沖縄の漁業者の頭越しにはしないと、意向を十分に尊重すると聞いてきたわけでしょう。これを簡単に破られて、しかも10日にしか知らないということは、政府から空手形だけをもらってきて、いきなりこの内容なのです。これは遺憾どころではないです。許しがたいことです。私はこれは沖縄切り捨てではないか、沖縄差別ではないかと思うぐらいです。誰かがコメントしています、国益を優先して県益を切ったと。農林水産部長、怒りはないのですか。また農林水産部長の答弁もおかしいです。これは決まったことだから後は内容でルールづくりに—そう言ったのは前の農林水産部長ですか、今の農林水産部長ですか。

**○山城毅農林水産部長** 我々が知ったのは7日の—中国側からの報道で、日本側からの譲歩があったということがメディアに出ていまして、それを見て知事に報告しました。知事からはすぐに行動を起こしなさいということを受けて、すぐその日の夜に飛んで、再度強い要請をしてきたところです。ただ、私がそのときに今後の内容でという話を言ったつもりはありません。抗議するというので、沖縄の漁業者の皆さんの不利益にならないような交渉をぜひお願いしますと、東京に行ってまいりました。

**○崎山嗣幸委員** 私が今言いたいのは、政府も政府ですが、皆さんも悠長過ぎるのではないかとおはしているのです、情報をとることが。今になってこのような話をするのですが、これはもう手おくれでしょう。政府も交渉状況を皆さんに伝えるという—沖縄の漁業者のためにとか、確約をとってきているわけでしょう。そういったことをされて、はい、そうですかということなのか。どう思いますかということをおはしているのです。

○山城毅農林水産部長 確かに我々も、2月ごろまでは要請をしながら、国からの情報もありながら意見交換をしていたのですが、7日までの間そのような情報はありませんでした。確かに委員のおっしゃるように、その間は我々の情報不足であったという反省はいたします。急遽知事に言われて行動を起こしたような状況は反省の一つだと思っております。

○崎山嗣幸委員 これはおいておきます。次に行きます。

暫定執法線を台湾が勝手に引いたことも問題があると思うのですが、今はそれよりも拡大したということ为先ほど赤い線で説明しましたよね。このことについて聞きますが、赤いところの部分と特別協力水域のところがあるのですが、なぜあえてここまで譲ったのかということが問題なのです。言われているように漁業者からすれば、4月から6月のクロマグロの産卵期を迎えて、ここは好漁場で、しかも台湾漁船だけではなく、宮崎県や鹿児島県の漁船も来るということで、競合する場所だと聞いたのです。台湾漁船も100隻ぐらいこちらに来るという話ですかね。そういうところに、なぜあえて突き出した赤いところの部分と、特別協力水域まで含めて皆さんは一政府がといいますか、はるかに譲歩したことは、漁業者もそうですが皆さんも含めて、すごく重大な問題なのです。暫定執法線も問題があるが、拡大されたことを含めて、せめて特別協力水域のところも含めて、なぜ東経125度30分まで押し戻せなかったのかという漁業者のコメントも新聞にあるのですが、ここは皆さんは知らないわけでしょう。経過も説明がない。やってしまってからこのような—しかも、東経125度30分に戻せと、皆さん主張できないでしょう。勝手に決めてることを。漁業者の妥協する気持ちや、あるいは考え方も含めて、余地が全くなかったということですか。一方的にこの線を拡大しているわけです。皆さんの要望も聞いていないでしょう。なぜこのような好漁場を突き出した形で拡大したかということをお聞きしているのです。なぜそこまでやったのかということが疑問なのです。そこはきちんと答えてください。皆さんがそれもわからないまま決まっています。従来ならば、せめて暫定執法線のエリアの部分だと思っていたものが、そこまで拡大されるとは誰も思っていないです。漁業者も皆さんも言う立場がないではないですか。これについて答えてください。

○山城毅農林水産部長 暫定執法線は従来から台湾が主張しているところであり、一方で、特別協力水域のところはマグロの好漁場の地域であるということ、地元の漁業協同組合も、そこは絶対死守してほしいと言っていたと聞いています。そうすると当然そこは最低限守らないといけないと思います。な



おかつそこがとられた上に、はみ出しているということは、非常に遺憾に感じていますし、とてもではないですが、これは沖縄にとっては認められないと強く抗議しました。それと、水産庁の説明によりますと、法令適用除外水域についてはお互い法令を適用しないのですが、特別協力水域は法令を適用しないという話ではなく、そこは法令は適用しながら、お互いの従来の操業を尊重しながら、漁業協定の中でルールをつくっていく一今、台湾が100隻以上操業していて、入り込めないという状況がございます。それを日台漁業委員会の中で、徐々に台湾とのルールをつくりながら、そこに沖縄の漁船が入り込めるようなスキームをつくっていききたいというのが水産庁の説明でした。言わせれば、その区域に今、台湾が入っているので入れないところを、あえて特別協力水域にしてお互いのルールをつくりながら沖縄県も入れるようにしていきたいという説明でした。

**○崎山嗣幸委員** 抗議したということではなく、私が言っているのは、漁業者がそう言っているのであれば、なぜ今言っている東経125度30分に拡大を一交渉の経過の中でしか言えないのではないですか。終わってから言ったのでしよう。終わってからなぜこうなったのかと農林水産部長は言ったと言ったでしよう。私はそういうことを言っているのではなくて、政府は交渉経過を皆さんにお知らせしますと言っているでしょう。その中で言えたと思うのですが、言っていないでしょう。区切られてから皆さんはしまったと、抗議しますと言っているわけです。交渉の余地というか、話す余地のないまま引いているわけです。私が言っていることは間違っているのかと聞いているわけです。皆さんは言っていないでしょう、交渉を聞いてもいないし。10日にしか言っていないのに。やられてしまっているのではないのかと言っているわけです。漁業者の皆さんが言っていましたと言いますが、漁業者の皆さんの影響を受けて、政府にこれを求めたのですか。せめて戻せということ。特別協力水域をバックしろということと言ったのですかと私は聞いているのです。いかがですか。

**○山城毅農林水産部長** 2月に要請に行きまして、その中で我々は、あくまでも地理的中間線に戻してほしいという主張をしております。そのときの台湾側の主張としては、暫定執法線を越えて、沖縄の南の海域まで200海里を含めて主張していると聞いています。その交渉の過程を我々は聞いていないのですが、後の話ですが、台湾側は200海里を求めてきていると。一方、地理的中間線に寄せてくれというのが事前の我々のお願いで、その駆け引きの中で、南のほうは協議に入れないということで抑えた。そのせめぎ合いの中で、中国との関

係があつて、結果的に官邸から早目に決着させなさいということがあり、ばたばたと決まった経緯があると聞いております。

**○崎山嗣幸委員** 日中協定も結局県民の頭越しにやって、またそういう状況ということはわかるのですが、この日台漁業協定取り決めの特別協力水域の中の委員会設置一日台漁業委員会で協議するというので説明してましたね。漁業者の皆さんが心配しているのは、そのエリアの中で仮に漁具の規制などを台湾側はきちんとやっているのか。あるいは漁船のトン数などもはるかに向こうは一こちらは19トン未満で、向こうは80トンや90トンクラスがあつて、また、ここはパヤオの水域もあるのでしょうか。このような競合する部分で、この日台漁業委員会は誰が責任を持ってトラブルに当たるのか。沖縄の漁業者の特別協力水域で持っている権利といいますか、それを守る責任をどこが持つのですか。水産庁なのか。

**○山城毅農林水産部長** 今お配りしている参考資料の第3条に、両協会は、この取り決めの目的を達成するため、日台漁業委員会を設置するとあります。(2)で、両協会それぞれの代表またはその代理を含むそれぞれ2人の委員で構成するというので、(4)に、両協会それぞれの代表またはその代理は、会議を招集し、必要な専門知識を有する関係機関の代表者を特別委員として招請することができるということもございます。そこには水産庁の職員も専門知識を有する関係機関の代表者として入ると聞いております。

**○崎山嗣幸委員** 台湾は国ではないので、これは民間協定ですよ。民間協定と捉えていいのですか。

**○山城毅農林水産部長** これは民間の公益財団法人交流協会と、亜東関係協会との取り決めということですよ。

**○崎山嗣幸委員** 民間の協定に水産庁の職員が入ると言っていますが、この皆さんは思わせぶりに、あたかも守れますよと。特別協力水域について、沖縄の漁業者はこの協議で守れると。私はこの懸念を言ったわけです。そういう区域内におけるトラブルが起こったら、責任を持って沖縄の漁業者のためにこの日台漁業委員会で頑張れるのかと聞いているのです。水産庁の職員が入ると言いますが、民間協定の中でうやむやになる一要素するに相互の民間の代表者が来て、力関係なども含めてうやむやになるのではないかと心配するのです。この

協定は政府が責任を持つのか、民間同士の責任なのか、それを皆さん沖縄県として漁業者に担保として、特別協力水域を守ることができるのですかと、日台漁業委員会だけで守れるのですかと言っているのです。先ほどから言っているように、拡大されて、特別協力水域も上げて、これで守れますよと言っているのですかと聞きたいのです。

○山城毅農林水産部長 この前の水産庁からの説明によりますと、政府が責任を持って日台漁業委員会の中で協議をして取り組んでいくという説明を受けています。それともう一つ、特別委員の中に専門委員を置くので、沖縄県漁業協同組合連合会の会長からは、そこに当事者を入れてほしいと。沖縄県漁業協同組合連合会等の当事者が入ることによって、協議の中で自分たちの主張もしていきたいという意見は出ております。

○崎山嗣幸委員 当事者というのはどこののですか。

○山城毅農林水産部長 沖縄県の漁業協同組合連合会一県漁連です。

○崎山嗣幸委員 県漁連の当事者も日台漁業委員会に入れてくれと。そして、この協定を守らせるため、政府が責任を持つと言っていると。書面には何も無いのですが、政府はそう言っていると農林水産部長は言うのですね。

○山城毅農林水産部長 そのように、説明の中では受けました。

○崎山嗣幸委員 これは政府が責任を持って、私が先ほど懸念したものについては解消していく方向で、ここでやると受けとめておきます。

それから、与那国町の漁業協同組合長がマスコミにコメントしているのです。先ほど農林水産部長が南の海域は守られましたと言っているが、これはごまかしではないかというコメントをしているのです。協定を結んでいないところの下のほうです。下のほうは、台湾漁船が入ってきたときに排除できるのですかということコメントしています。そしたら十何日かに、水産庁の須藤資源管理部長が説明をして、宮古・石垣に4月から漁業取締船を配置して取り締まるということを行っているのです。沖縄県の漁業者が安全操業できるように、今言ったことを確約するという説明なのですか。そういう関連もあるのですか。宮古と石垣に取締船を常駐させるということ、私はマスコミで見たのですが。台湾漁船がここに入らないように、トラブルにならないようにするという

は—これを見たらすごい口調で言っています、一步も入れさせないと。それは大丈夫なのかと私は聞いているわけです。

**○山城毅農林水産部長** 今回の境界ができたことで、従来はこのような取り決めがない中で、拿捕まではできないわけです。そこから出て行ってくれということしかできなかったものが、今回から、中に入る者は日本の法律を適用できるということです、取り締まりは強化できると聞いています。それで今回、取締船も配置して強化していくと聞いております。

**○崎山嗣幸委員** 政府は現状も沖縄の漁業者の漁獲高をあえて操業していない、小さいと思っているのかわかりませんが、かつてここは水揚げ高も高かったと聞いているのです。台湾漁船が入ることによってトラブルになって、沖縄の漁業者が引いていると聞いているのです。皆さんは今の現状から漁獲高を想定するのではなく、ピーク時における沖縄の漁業者の漁獲高を取り戻すための施策を講じるべきではないかと思うのです。皆さんは、上の今回協定した部分が奪われて、先ほど言ったように台湾漁船や各県の漁船と沖縄の漁船が競合しながら、漁獲高を上げることができるのか、減少するのか、シミュレーションはできていますか。今答えられなければ後で資料でいただきたいのですが。

**○山城毅農林水産部長** 昭和52年の調査では年間170隻程度が操業しておりまして、漁獲高で約15億円の生産額がございました。その後、平成21年の聞き取り調査によりますと、134隻で約9億円の漁獲高がございました。

**○崎山嗣幸委員** 15億円の水揚げ高が、今9億円という話をされていますね。今言っている日台漁業協定によって、水揚げ高の今後の行方はどうなるのですか。沖縄の水産業を発展させていくという意味では、今、水揚げ高が仮にそういったトラブルに瀕して向こうに競合するところがあっても、私はこれ以上上げるのは至難のわざだと思っております。今は9億円と言っていましたが、今後のこの地域における水揚げ高の状況はどのように展開する考えですか。15億円に戻すとまでは言いませんが、目標はどうですか。

**○山城毅農林水産部長** 今回結ばれたエリアの中で今後どうするかということは、これから漁業者の皆さんの意見も集約しながらまとめていきたいと思っております。ただ、国からは、官房長官のコメントにもありましたように、我々が要請に行ったときにも影響があるものについては、支援策はしっかりとって

いきたいという回答も受けております。漁業者にこれからどの程度の影響額があるのか、漁家の経営対策まで含めて、急ぎまとめていきたいと思っております。

**○崎山嗣幸委員** 農林水産部長、本当はこれが先ですよ。沖縄の漁業者がどうなっているのかという実態をつかんで、どう影響するのか、どう回復させるのかを含めて。漁業者が言っているように、ただでさえトラブルになっていて、この水域を台湾に上げて、生活が立たないのではないかと言っている根拠をしっかりとつかまないと。皆さんは政府との交渉があって、交渉に上げてでも水揚げ高が減らなければ皆さんの論理もあるかもしれませんが、それは不明確でしょう、これからどうしますというのは。そういうことも含めて、皆さんの漁業者の育成が余りにも不十分な感じがします。この辺の問題で後手に回ると、補償問題などが歪曲して、何とかしようと言っても、しようがないような段階になると私は思います。基本的なところを押さえないと、まずいのではないかと思います。

最後に聞きますが、先ほど農林水産部長が南は守られましたと言っていますが、去る3月19日に、台北で水産庁が、南側、下のほうについてこう言っているのです。先島諸島、南部水域については協議の環境条件が整ってから検討するという資料を出したらしいのです。ここは皆さんは守られましたと言っていますが、このような文書を水産庁が出したということは、下も危ないということになるのです。要するに、台湾側が勝手に引いた暫定執法線を丸ごと、今後上げようということがあるのではないかとということで、3月19日に台北市で水産庁がペーパーを出したということを知っているのです。皆さんをぬか喜びさせて、結局いずれ全部、地理的中間線は譲りに譲って、台湾側が勝手に引いた線で下のほうも上げるとなると。何の根拠があるのかと言っているのです。そういったことをにおわすということは一農林水産部長これは聞いていないですか。3月19日に水産庁がそういうことを言ったと私は聞いたのですが。

**○山城毅農林水産部長** 今回の南側のほうは協議に上げないということを知っております。我々も、今回は協議に上がっていないので、そこは日本の法律で取り締まれる範囲だとは理解しております。ただ、今後の台湾側の行動がどのように出てくるかということを知りながら、そういうことにならないように、我々も国に強力に、要請等を含め、やっていきたいと思っております。

**○崎山嗣幸委員** 私が言っているのは、19日に、この場所については検討する

ということを行っていると言っているのであって一水産庁は今出してはいないです。今後、危険がないかと私は危惧しているわけです。政府が意図するものといえますか、台湾側が主張する暫定執法線をなぜそこに持ってきたかについて、先ほどから説明している200海里説も含めて、国際的なルールで認められた話を皆さんは大幅に、学者が言っているように譲って。しかもまた下のほうまで譲るということが意味するものは、マスコミなどでは中国と台湾側の利益が一緒になって、日本に向かってくるのを分断するというコメントがあります。そういう状況の中で、沖縄の漁業者、県益が全部否定されていくと書いてあるではないですか。大変なことになりますよ。そういうことを言うならば、上だけではないです。下も含めて、中国の船も入ってくるわけでしょう。結局、協定の中で台湾漁船も。このことも含めてやっていくと、沖縄の漁業者は復活できないですよ。東シナ海側は米軍の専用地域で訓練水域になっていて、沖縄の漁業者は行くところがないではないですか。ここの南の部分について私が懸念していることは、台北市で水産庁がそう言ったと聞いているので、農林水産部長がそれはないと打ち消せるのですか。今後の話ですよ。におわせていないのかを含めて、これについて即答できませんか。

○山城毅農林水産部長 今回、協議の中には入れなかったのですが、ただ、台湾側から攻めてくるということはありますので、国としてもそこは揺るがないという方針を持っています。そういうことにならないように我々も注視しながら、すぐに対応できるように国と連携しながらそこは守っていきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 この問題を私どもも大変憂慮して見ているのです。いわゆる優良漁場が確保できなかった。台湾、中国を含めて、この問題が国際問題化していることは、県としても十分認識していましたよね。

○山城毅農林水産部長 尖閣の絡みで、中国との関係でいろいろな問題、課題があったということは認識しております。

○翁長政俊委員 これはあったのではなくて、あるのです。進行中なのです。そこが問題で、結局は漁業者の皆さん方の權益を守るために、何としても県と

しては漁業者の皆さん方が生活できるように、漁業権についてはきちんと日本側の国益が守れるように。特に沖縄県であれば県益が守れるようにやってほしいという要望をこれまでしてきたわけですね。

○山城毅農林水産部長 過去にもやってきましたし、最近一去年の11月、ことしの2月ということで、3回ほど強く要請してまいりました。

○翁長政俊委員 問題なのは、問題意識を持っていて、このような問題が惹起するということも想定できたわけです。想定できる中で、いざふたをあけてみたら、皆さんの頭越しに国が台湾と漁業協定を締結し、沖縄県に所属している漁業者の皆さん方の権利が著しく阻害されているという認識に今立っているわけです。これは、本来であれば皆さんがもう少し国と国との交渉を含めて、緊張感を持ってこの情報をとっていけば、当然沖縄側の対応はもっとほかにできたのではないかと思っているのですが、現実、ふたをあけてみたら頭越しにやられてしまって、その後説明があつて、いたし方ありませんという形に今なっているのです。これについての県側の実務者としての対応について、あなた方はどう考えているのですか。

○山城毅農林水産部長 確かに委員のおっしゃるとおりで、我々としては2月に2回強く要請してまいりました。そのときに外務副大臣から、頭越しにはやらないという回答も得て取り組んでまいりました。その間、1カ月程度の間ですが、その間の情報不足といいますか、情報をとれなかったことに対しては大変反省しているところです。そういうことがないように、スピーディーに動けるような情報収集や対応を今後しっかりやっていきたいと思えます。

○翁長政俊委員 その後、この協定が結ばれたこと—この問題が表面化して、国から県に直接説明がありましたか。

○山城毅農林水産部長 水産庁の担当部長が10日に見えまして、まず副知事に説明したいということがあり、副知事、私、課長、事務方が一緒になって説明を受けたところです。

○翁長政俊委員 先ほどの農林水産部長の答弁では承服しがたい、許しがたいということをおられました。国に対してこの問題を見直すように強く要望したのですか。

○山城毅農林水産部長 副知事からも強い遺憾と抗議をその場でいたしました。

○翁長政俊委員 遺憾と見直しとは違うのです。この問題が出てきて、結局県に対する著しい不利益があるということになれば、皆さんのところは、県の漁業行政の担当部署として、当然国に対して、この協定を見直すように求めていくのが県益を守るということにつながっていきませんか。遺憾の意だけであれば、理解を示したということですか。そこを明確にしてください。

○山城毅農林水産部長 委員のおっしゃるとおり、県内の一部の漁業者からは取り決めの破棄を求める声も出されております。一方では、県内の漁業団体からは、今後のルールづくりへの参画や、取り締まりの強化を要望する声なども多く出されております。そういう意味では、県としては今後関係団体等から意見を集約し、県内漁業者の権益の確実な確保と、漁業経営の安定化を図るなどの方策を国に対して強く要請していくべきと考えております。

○翁長政俊委員 この問題に対する県の総合的な対応の決定は、まだなされていないわけですね。この協定の締結があって、今後はルールづくりに動こうという団体がいるのと、いや、これは絶対にだめだと言って頑張る皆さん方がいて、ここの2つの意見を集約した中で、県はどうするのかという対応を、本来はきちんと持つておかないと、国との交渉や、この問題に対する交渉はできないのではないですか。後ろを振り返って見たら関係団体は2つに意見が分かれていて、その意見を聞かないとわかりませんという答弁ですが、そうではないはずです。皆さん方が県としてきちんとやろうという姿勢を持っているのか、もう一つは、団体の意見を聞いて、それをまとめていくという方向でやろうとしているのか、ここが明確ではないのです。そこをきちんと整理して。県の対応—遺憾の意を伝えるに行くことはわかりますが、遺憾の意を伝えたその後、県がこの問題にどう向き合うかということになると、ここはしっかりとした姿勢がないと、多分漁業者の皆さん方も困ると思うのです。そこはきちんと沖縄県としてやるべきではないですか。

○山城毅農林水産部長 説明会のときに、我々もこれは破棄できないのかという質問はしております。そのときは非常にハードルが高いという説明がございました。そういう意味では、一方では先ほどの県漁連の考え方もありますので、



その辺も踏まえて、もう少し県としての立場、どうするのかということをもう少し整理していきたいと思います。

○翁長政俊委員 皆さん方は見直しを求めたわけですね。ここは明確にしておきましょう。

○山城毅農林水産部長 事務レベルの中でそのように求めて、確認しました。

○翁長政俊委員 農林水産省の担当者が来て、それに対する答えはどうだったのですか。ハードルが高いという話だったのですか。それとも見直せないということだったのですか。

○山城毅農林水産部長 非常にハードルが高いという説明を受けております。

○翁長政俊委員 ここは一番重要なところですよ。国とのやりとりで皆さん方が国の姿勢をきちんと確認できていないと、その後の交渉事というのはうまくいかないです。見直せないということだったら、その問題を見直すためにどうするのかという問題と、その先に進んでルールづくりをどうするのかという話に移行していく2つが考えられるわけです。その部分が見直せないということなのか、今後見直せるというのか、ハードルが高いというだけで終わっているのか。ハードルが高いということになると、可能性があるということです。ハードルを越えればいいのですから。

○新里勝也水産課長 けさも水産庁の担当部長と電話でやりとりがございまして、その中で、彼らはきのうまで先島で説明会をされて、きょうの朝電話で確認させていただいた中で、地元の漁業者からは協定破棄という言葉も出ておりますということを申し伝えました。当然彼らは現場で聞いていますから、今から破棄することはできないのかということを質問させていただきと確認しました。できるともできないとも、明確な回答はございませんでした。

○翁長政俊委員 漁業団体の皆さん方との協議も必要でしょうが、そこはもう少しきちんと漁業団体の皆さん方の意見も聞いて、そこで県の対応が早急に示されないと、私はこの問題は県益を守っていくという立場から、皆さん方の姿勢が問われると思います。当然国の交渉については頭越しでやられて、今は事後処理でばたばたしているような状況ですが、事後処理という話になると、こ

これは県側の要求が協定の中に取り上げていかれないという話になりますし、その後の南側の交渉についても、また同じ経緯をたどりますよ。県が幾ら頑張りますといったところが、どれほど頑張れるのか。そこは非常に疑問が残ります。それと、日台漁業委員会の設置についてですが、これは民間の協定ということですが、両方の団体は、それぞれ国交がないだけに、国を代表した団体ではないのですか。純粋な民間ですか。ここの整理はされていますか。

○山城毅農林水産部長 公益財団法人交流協会は公益財団法人という法人の協会となっております。

○翁長政俊委員 この法人が、漁業協定や主権の問題にかかわる問題に対応できるのですか。私は法人関係者のみで、日本の主権や排他的経済水域や、そういった大きな国対国の交渉事ができるとは、よもや思っていないです。その後ろにしっかりとした国と国との協定であるという形にならないと、こういったものなど誰も守らなくていいという話ではないのですか。民間同士であれば。

○山城毅農林水産部長 協定そのものは民間同士でやっているのですが、その裏ではお互い国もついていきますし、国としてしっかりやっていると聞いております。

○翁長政俊委員 だから交渉事や説明については全部国が来ているのでしょうか。県やそれぞれの漁業協同組合に出向いて説明しているのは、この団体がやっているわけではないでしょう。水産庁が来てやっているわけでしょう。これは国が表に出ているという認識できちんと説明してもらわないと、民間同士ですという話になると、こんな民間同士の協定なんて、みんな利害関係者ですから守らなくていいという話にしかありませんよ。そこはしっかりとした答弁が必要です。どうなのですか。

○山城毅農林水産部長 交渉中から国も一緒になってやっていると聞いておりますし、協定を結んだ中で法的措置については、双方が30日以内に各国の法令等を改正するという仕組みになっております。それからすると、国が一緒にやっていると理解してよろしいかと思えます。

○翁長政俊委員 私はこれで終わります。後のルールには入りません。県がどのような形でこの問題に対応しようとしているのか、まだ姿勢が見えないです

から。ここが明確にならないと、前には進みにくいのです。ですからぜひこれだけの厳しい国際情勢の中でこのような漁業問題を含めて、さらに中国との問題が出てくると思います。必ず出てくる中で、県側が著しく一方的に不利益をこうむるような状態だけは、県として絶対に避ける。それは国に対して言うことはきちんと行っていき、国の情報をしっかりとって、県側の要求をこの中に入れていくという作業を今後続けていくということであれば、ここに全力を尽くしてください。後のルールづくりというのは全部容認した後です。ここを容認するかしないかも、まだ県の姿勢が明確ではないだけに、これ以上議論は進まないと思っていますから、県の三役も含めて。この部分にどう対応するかということを確認にして、次の委員会ではこの問題について答弁できるようにしていただきたいと要望して終わります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 この間いろいろ質疑されているとおり、県や漁業協同組合の漁業者の皆さん方の意向が全く無視された形でこの協定が締結されているということですよね。こちらは地理的中間線を要望したと。その要望の段階でもその意向は十分に尊重しながらやりますと言っているわけですが、実際に締結された中身については、台湾側が主張している暫定執法線どころか、それ以外のところも提供する。そして今台湾側と大きなトラブルが起きている法令適用除外水域を大きく台湾側に譲歩すると。それ以外にも特別協力水域を設けると。それ以外のところも、ここもどうぞということで、新たなところも台湾側に出すという中身になっていることについて。まず、この協定について一応皆さん遺憾の意は表明しているのですが、私は単なる遺憾の表明だけでは納得できないところがあると思うのです。実際、政府は直接説明会にも出向いて説明しているようですが、漁業者の皆さん方からは具体的にどのような意見が出ているのですか。

○山城毅農林水産部長 今回、水産庁は4月11日から13日の間、漁業者に対し那覇市、久米島町、宮古島市、石垣市で説明会を開催しております。その中で漁業者からの意見としましては、1点目に久米島の西のマグロ漁場と石垣島の北の水域に台湾漁船の操業を認める水域として設定したことに批判しています。それから台湾漁船の数がこれから一層ふえるのではないかとということに非常に不安を持っている。それから台湾漁船がルールを遵守してくれるのかどう

かについても不安がある。それからパヤオ漁業への影響—近くにありますので、それに対する影響に不安がある。一方で、台湾漁船に対する実効性のある取り締まりをぜひやってもらいたいという要望等があったと聞いております。

**○玉城ノブ子委員** 実際、ルールの話も出ていますが、法令適用除外水域では今までも台湾漁船が大量に押し寄せてきてトラブルがあって、漁業者の皆さんはそこから締め出されている状況があるのです。実際、この地域には行けないという状況まであるわけです。さらにその上に法令適用除外水域、特別協力水域が出てきたら、実際こちらに漁に行きたくても大量の台湾漁船が来るわけですから、全然こちらでは漁ができないと漁業者の皆さん方は言っているのです。私も何名かの漁業者の皆さん方から聞いたのですが、ここでは私たち漁業者は漁をするなということだと。日台漁業協定を締結して、私たち漁業者を切り捨てるのですかということを行っているのです。このような漁業者の声に対して、皆さん方はどのような認識をお持ちですか。

**○山城毅農林水産部長** この前の水産庁からの説明では、特別協力水域を含めて、日台漁業委員会の中で協議していったって、ルールをつくりながら沖縄の漁船が入れるような仕組みをつくっていききたいとしておりました。県としても漁業者の意見を十分吸い取り、集約しながら国にまた要請していききたいと考えております。

**○玉城ノブ子委員** 先ほどから話を聞いていると、やはり県の姿勢は非常に弱いと私は思うのです。まず大事なものは、地元の漁業者の皆さん方の声でしょう。要求でしょう。要望でしょう。ところが今回の協定は、地元の漁業者の皆さん方の要望、要求が全く無視された形で締結されているわけです。何一つ聞いていないどころか、さらに新しい漁場を提供するという中身になっているではないですか。沖縄の漁業者は訓練水域で広大な水域を米側にとられていて、今度はここも入れない。漁ができない区域がまた新たに設定される。では私たち漁業者はどこに行って漁をするのですかということを行っているのです。四方を海に囲まれた沖縄で漁ができない。漁業者の皆さんにとっては死活問題どころか生存権そのものにかかわるような、本当に重大な事態だと思っております。それぐらいの思いで皆さん方はこの問題に当たっていかないと、単に遺憾の意を表明しただけではだめです。見直しを要求すべきです。破棄を要求すべきです。

**○山城毅農林水産部長** 10日に副知事を含めて水産庁から説明を受けて、大変

な状況だということで、早速副知事と一緒に翌日には東京に行き、官邸の官房副長官、農林水産大臣、水産庁長官、外務大臣政務官に、沖縄の漁業にとっては非常に影響が大きいということで、直接副知事が抗議をしました。そういう意味では委員のおっしゃるとおり、我々も強く認識しているつもりです。しっかり県漁連の皆さんと連携し、県としての方針をしっかりと持ちながら今後対応していきたいと考えております。

**○玉城ノブ子委員** 沖縄県としてはこの問題そのものを、単に協定が結ばれてしまったからそれでいいということではないと思うのです。この協定そのものについて、漁業者の皆さん方からいろいろな声が上がっています。この漁業者の皆さん方の声に沿うような行動を、県として起こしていかななくてはならないと思います。大事なのは漁業者の声です。漁業者の要求、要望です。皆さん方の思いに応えるような行動を起こしていかないと、本当の意味でこの問題の解決はないと思います。そういう意味では、県はこの日台漁業協定について、単に遺憾の意を表明するだけではなくて行動を起こしていく。見直しせよ、破棄せよということをしかりと、国に対して強い姿勢で臨んでいくことを求めたいと思いますが、その決意をお願いします。

**○山城毅農林水産部長** 県としても現場の漁業者の思いは切実に受けとめておりますので、その声を漁業団体と一緒にまとめてとりまとめて、しっかり集約しながら、早急に国に対し強く求めていきたいと考えております。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
砂川利勝委員。

**○砂川利勝委員** 私は八重山漁業協同組合を抱える八重山選出の議員ですので、しっかりと質疑していきたいと思っております。まずは水産庁、外務省の弱腰。まさに私はふざけた対応だと思っています。こんな弱腰の対応では、基本的に八重山のマグロはえ縄漁船は操業できないという結果になっています。沖縄県もまず抗議したということは評価したいのですが、もっと内容が把握されていないと。今までの質疑と答弁を聞いてそのように実感しております。先ほど外務副大臣から、沖縄の漁業者の意向は理解していると。頭越しにはしませんと。漁業者の意向を理解しているということは、どのようなことを理解していたのか。どのような要望—漁業者の声や漁業協同組合の声を上げていたのか、説明してください。

○山城毅農林水産部長 沖縄の実態、要望を理解している中では、現場で台湾漁船とのマグロはえ縄漁船の漁具切断などのトラブルについては、国としても十分把握しているし理解もしているということで、当時要請に行ったときには、沖縄からの要望である地理的中間線をぜひ守ってほしいということをお願いしました。そういうトラブルも発生して、漁業者が入っていないということは理解していると考えます。

○砂川利勝委員 余りぱっとしない回答です。基本的には漁業者の声というか実態は届いていなかったということですよ。頭越しに協定をやらないと言っておきながら、実際は頭越しにやったではないですか。それを踏まえてどう思うか。それと、漁業者の意見を尊重していくと話している中で、トラブルがあったと。トラブルがあったということイコール、漁獲量が下がったということでしょう。そういった要請、要望というのも本当はしっかりうたうべきではないですか。いまいち中身が見えてこないし、決められたからそのままオーケーだという感覚でいるのではないかと受けとめられても仕方がないと思います。それと、地元新聞で国の犠牲になるのかという報道が出ています。八重山漁業協同組合のマグロはえ縄漁船の船主会に一マグロ船と底物の一本釣りの漁民の皆さんに、この間私の事務所に来ていただきました。なぜ我々が国の犠牲にならなければいけないのかと、本当に率直な思いを話していました。皆さんははえ縄漁船がどのくらいの範囲で漁をしているかわかりますか。マグロはえ縄の距離はどのくらいかわかりますか。

○山城毅農林水産部長 はえ縄の距離は40キロメートルから50キロメートルと聞いております。

○砂川利勝委員 先ほどの図で、特に石垣がやっている三角形の（オ）の地点は何キロメートルあるのですか。好漁場と言われているところの距離です。

○山城毅農林水産部長 明確にはよくわかりませんが、ここで見た限りでは一辺100キロメートルか200キロメートルぐらいかと。

○砂川利勝委員 1隻で五、六十キロメートル流しているのですよね。八重山漁業協同組合は大体十七、八隻いるのです。もちろん18隻が一気に行くわけではないですが。たった240キロメートルの間に、仮に八重山漁業協同組合の漁船

が10隻、台湾の漁船が100隻でも50隻でもいいですが、これでは漁にならないでしょう。それを漁業者は言っているわけです。ここは棚という一要するに魚が集まる場所で、ここと先ほどの久米西が、特に魚が相当とれる場所です。ここを譲ったということで、先ほどから出ているようにウミンチュは行けない、放棄するしかないという話になっているのです。10年前にも台湾漁船が入り乱れてここに来ているのです。それで全く漁ができなくて、全部漁具が切られている。1隻当たりの漁具は300万円します。これが使えないから毎年更新だと。そういう現実なのです。ですから水産庁も外務省も、どのような根拠でこのようなことをしているのか。一番量がとれるところに台湾を入れているということ、どのような計算なのかよくわかりません。石油でも掘るつもりなのか、よくわかりませんが、どうやってウミンチュの世界を守るのか。机上の話では困るわけです。今の私の説明でわかるでしょう。240キロメートルの範囲に10隻と50隻が来ただけでもペアだと。だから沖縄県はもっと強気に出なければならぬし、一定のルールがつくられたと、どこの漁業協同組合ですか。一定のルールがつくられたと、先ほど説明しましたよね、歓迎できると。どのようなルールなのか。それも説明してください。

○山城毅農林水産部長 それは沖縄県漁業協同組合連合会の。

○砂川利勝委員 このようなこともわからないのでは、ルールもつukれないでしょう。50隻と100隻で今の計算上で、1キロメートルずつはえ縄を流してくださいと言っても、魚は絶対釣れないです。どのような計算をするのか。県もしっかり考えてください。漁業者との意見交換会をこれだけしたと言いますが、マグロ船の船主と県の誰が意見交換をしましたか。

○新里勝也水産課長 この数年間ぐらい、県の水産課のスタッフが各地域のマグロ漁をやっていらっしゃる方々と議論はしてきております。その中に水産庁も入ってもらったりして、やってきていると聞いております。

○砂川利勝委員 私が言っているのはこれが決まってからです。決まってから皆さん県が一八重山でも宮古でもたくさん県職員はいますが、話をしたことはありますか。

○新里勝也水産課長 説明会は去る木、金、土と3日間県内で行われております。その場での意見交換は当然国と地元がやるわけですが、その中にうちのス

スタッフも入っているところです。

**○砂川利勝委員** 今の説明は水産庁ありきでしょう。皆さん方が沖縄県のウミンチュを守るのでしょうか。皆さんは台湾を守るのですか。県もマグロ船主会の方々にしっかり話を聞いて。それをやるのが先決だと思います。当然、農林水産部長も統括監も課長も忙しいでしょう。でもスタッフはいますよ。スタッフが出向いて糸満であり久米島であり八重山であり宮古であり、おのおのにいるではないですか。不安の中では漁も行けないし、あげくの果てに燃料を使って、全然お金にもならないようなことは誰もしません。本当の現実を把握していないということになります。ただ、きょう委員会があるから、取ってつけてきているだけではだめです。やはり状況を調査して、このような声もありますと、これからどうしていこうという—あなた方は、沖縄の漁業者は困っている、困っていると言って、では何が困っているのかと。実際聞いていないだけの話ではないですか。世論やメディアでただ流れているだけであって、実際に携わっている方の生の声というのが私はどんな世界でも一番効果があると思います。しっかりやってほしいと思っています。新聞を見ると悲しいことが書いてあります。後継者がいなくなると。もう漁に行けないと。漁業者がいなくなるのではないかと。先ほど漁獲高の話もしましたが、今後の見通しはあるのか。私は生の声を聞いてほしかったです。話を聞いたら漁獲高は恐らく半分以下になるだろうと。特に八重山漁業協同組合も大変厳しくなるのではないかと。要するにもう漁に行かないのですから。漁に行けない。そういった中でやはり訴える力というのは、皆さんが政府と交渉しないといけないのに、情報不足や認識など、しっかりとってやるべきだと思うのです。そうでないと訴える力は弱いのです。皆さんはそういう役目です。私たちがかわりにやりますか。そうはいかないでしょう。そこは皆さんが責任を持ってやらないといけないと思います。漁業者の皆さんが言っていた、後継者がいなくなると。もうマグロが食べられないのではないかという話が聞こえていました。そうはさせないというのであれば、先ほどから言っているように、破棄するぐらいの意気込みが必要だと思っています。それぐらいの意気込みがあるのか、ないのか、少し聞かせてください。

**○山城農林水産部長** 委員のおっしゃるとおりでございまして、我々もしっかり漁業者の、現場の意見を聞くつもりでございまして。ただ、交渉の説明の中で、時間のなかで、まだ十分でないところがあったかもしれません。しっかりと漁業者の皆さんの意見を集約しながらまとめていって取り組んでいきたいと思



います。

○砂川利勝委員 尖閣周辺に魚礁が一パヤオがあるのです。今までのウミンチュの声を聞くと全くルールがないと。要するに根こそぎ取り放題です。はえ縄船をやってもどンドン絡めて、ブイなども切ってしまうと。ブイでもあれば目印もあるから捜せるのですが、全部切ってしまうと。全く漁にならないという話をしているのです。もう間違いなくこの状況になります。相手はレーダーがきちんとついていない船が多くて、ぶつかりそうになるらしいのです。こちらの日本の船はわかるから音が鳴るらしいのです。相手はそういうのが全くなくて、GPSをかけて、そのまま寝ながら船を走らせているという状況らしいのです。間違いなく海上事故が発生する要因が相当あると。これだけ台湾の船が来たら。そういう状況です。

ルールづくりができる、いろいろな法律があると言っている中で、現実がそうではないというのが、話をいろいろ聞いたのですが、そういう状況でした。どうしてもこれは破棄していかないと。これは要望したいです。

基本的に尖閣諸島の12海里は入れないという話をしているのですが、あれだけの船が、例えば100隻や150隻が来た中で本当に取り締まれるのかと。少し天気が荒れたら、こっちに逃げようかと。八重山の漁業者の皆さんは国益を守ってきたと思います。もちろん実効支配もしてきたと思います。ですが、今のこの状況になったら国益も実効支配もできなくなるわけです。相手のほうが多いわけですから。ましてや行かないのだから。そこまで本当に考えているのですか。新聞報道を見たら、中国に対しての抵抗だとかいろいろ言っているのですが、逆じゃないのかと思っています。このようなことしても何のプラスにもならないと思います。

それともう一点聞かせてください。日本と中国、日本と韓国も協定を締結していますよね。どこですか。この図で説明してください。

○新里勝也水産課長 御質疑の日中、日韓の漁業協定の件ですが、休憩させていただいて、図を配って説明してよろしいでしょうか。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から委員に資料が配付された。)

○上原章委員長 再開いたします。

新里勝也水産課長。

○新里勝也水産課長 今お配りした図は、日中漁業協定水域図ということで、日韓は少し北の方に外れていて詳細には説明できないのですが、本件にかかわる部分については、日中漁業協定の水域図がございます。この図の一番真ん中のほうに、台形の日中暫定措置水域というのがございます。そこが日中漁業協定の基本となるエリアで、この中では年に1回、漁業委員会が行われて、双方の漁業種類や魚種、漁期といった協議が行われて、ある程度のルールに基づく操業が行われていると聞いております。北緯27度線以南については、東シナ海境界線とございますが、そこのエリアで中国の漁船が操業できるようになっている実態がございます。縦のラインの左側はオーケーということです。

○砂川利勝委員 この中はオーケーということでしょう。

○新里勝也水産課長 中国船はオーケーです。

○砂川利勝委員 これは大変な話じゃないですか。今、中国の漁法はどのようなものがあるかわかりますか。虎網漁法って知っていますか。

○新里勝也水産課長 マスコミ等の報道で承知しております。

○砂川利勝委員 虎網漁法で、根こそぎとってしまうのです。根こそぎです。中国もオーケー、台湾もオーケーといったら、もう全てオーケーではないですか。違いますか。

○新里勝也水産課長 日中漁業協定の位置づけとしては、自由に操業できるということになっていると認識しております。

○砂川利勝委員 台湾とも、先ほどの三角形のところも中国もオーケーですよ。ね。

○新里勝也水産課長 中国船もこの水域では操業できることになっております。

○砂川利勝委員 外務省が隠していたのか、沖縄県は最初からわかっていたの

か。少しここを説明してください。

○新里勝也水産課長 日中漁業協定につきましては、平成9年に締結されたと聞いております。現状もそれが維持されているのですが、その際に、国から本県に対して詳細な説明はなかったと聞いております。

○砂川利勝委員 詳細な説明が本県になかったという前例があるから、また今回も頭越しでいいのですよね。以南に関してもそうなるのです。沖縄県にも連絡がなく、中国がオーケーして一基本的に水産庁は取り締まれないでしょう、オーケーなのですから。もう既に問題は終わっているのです。対中国は国対国ですから。台湾はまだ独立国家ではありませんから。

こういった実態の中で、漁業者を守るとか沖縄の将来を守るとか、このような問題なのかと少し残念です。もう結果が出ている以上、本当に今後どうするのかという、憂慮するどころの騒ぎではない。敗戦ですよ、このような状況では。相手が本当に虎網を持ってきたら、何もないではないですか。しかも、八重山漁業協同組合は波照間島と与那国島の間禁漁区を設けているのですが、そこでも実際台湾の漁船が来て、何か釣りをしていると。禁漁区ですよ。これはウミンチュの皆さんが撮った写真ですが、やはり実際に釣っていると。ですから本当に資源が守られているのかということも疑問なのです。今の状況では本当にどうなるのか心配です。どうなるのかという不安があるのは私だけではないと思います。全員そうだと思っています。今後どうすべきか、少し考えを聞かせてください。

○山城毅農林水産部長 今回、副知事も一緒に抗議に行ってまいりまして、官房副長官からは、今回の取り決め合意について、沖縄の漁業者の話を聞きながら進めてきたつもりであったが、交渉事でもあり、結果的に最終段階の説明が十分できなかつたと考えているという話があり、菅官房長官からも、誠意を持って説明し、きちんと対応するように言われているという話がありました。今後政府としては、これまでのプロセスを丁寧に説明したい、台湾側にきちんとルールを守ってもらう体制をつくりたい、漁業者の権益をきちんと守りたい、どのような問題があるか検討し対応策を考えていきたいと回答していたのです。今、委員のおっしゃるとおり、我々も現場の漁業者の実態を把握しながら、また、本当にそれが守られるのかどうかも含めて、県としてもしっかりと考え方をまとめて、漁業関係者も一緒に連携して、取り組んでいきたいと考えております。

○砂川利勝委員 台湾についてはそういう努力をすべきでしょう。先ほどの中国との件を聞きたいのですが、取り決めのようなものはあるのですか。

○新里勝也水産課長 取り決めと申しますと、この日中漁業協定と、その中に位置づけされている外務大臣書簡というものと聞いています。

○砂川利勝委員 聞いておりますと言いますが、書類はないのですか。沖縄県は持っていないのですか。

○新里勝也水産課長 あります。

○砂川利勝委員 それには詳細にいろいろなことが書かれていますか。

○新里勝也水産課長 この協定の中では水域の線引きの説明がございまして、その水域における実態、中身としましては、外務大臣書簡の中で、この水域における取り扱い等について記載されております。

○砂川利勝委員 この内容というのは一中国は一年中漁ができるのですか。

○新里勝也水産課長 できることになっております。

○砂川利勝委員 そうなると、台湾どころではないのではないですか。質疑を終わります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

○仲村未央委員 皆さんの認識が少し歯切れが悪いのでお尋ねします。抗議の趣旨の中に、多大な影響は避けられないという表現が出てくるのですが、どれほどの影響を認識しているのかということが、先ほどから余り伝わってこないのです。今回、法令適用除外水域に充てられたところ、暫定執法線の場所です。この実態を踏まえて、今回法令適用除外水域と指定された水域に沖縄県の漁船が進出する可能性、そこで漁をする可能性はあるのですか。今回、法令適用除外水域として指定されたことによって、本県の漁業者がそこで操業する可能性

について、まずお答えください。

○新里勝也水産課長 現在でも、この図の真ん中に尖閣諸島の領海がありますが、この図の北側で本県の漁業者は操業していないと聞いております。その南側—先島海域と尖閣の間のところでは操業しているのですが、やはりクロマグロの時期になると台湾漁船がふえてきて、沖縄の漁船は操業を自粛せざるを得ない状況と聞いております。

○仲村未央委員 法令適用除外水域というのは両国の法令を適用しない、名目上は自由にどうぞという水域でしょう。

○新里勝也水産課長 そうです。

○仲村未央委員 そうであれば、本県の漁業者も、当然好漁場を狙ってそこで漁業ができるということが前提にあるはずですが、ところが実態はそうになっていないわけでしょう。私たちの国の法令適用除外水域になって、台湾の漁船が堂々と来られますという線を引いたと。結局沖縄の漁船はそこにより行きにくくなった。今も実態として行けないですが、それが決定づけられたと私は認識するのですが、いかがですか。

○新里勝也水産課長 委員のおっしゃるような状況は、想定されると認識しています。

○仲村未央委員 今回、特別協力水域という、地図上でその名目がうたわれている地域は、実際には地図上からどちらも実線ですね。法令適用除外水域の中に特別協力水域が入っているのですか。それとも法令適用除外水域と特別協力水域は明確に分けて運用されるのですか。その水域の中に、特別協力水域とは法令適用除外水域の一部で、後で調整しましょうという程度なのか、法令適用除外水域とされなかった特別協力水域は、今の運用が当面続くことになるのか。その線の引き方が、単なる地図上の名目ではないかというように見えますが、いかがですか。

○新里勝也水産課長 特別協力水域は法令が適用されると聞いております。

○仲村未央委員 それと、(エ)、(オ)、(カ)のところと、(ア)、(サ)のと

ころです。今回暫定執法線から飛び出した部分については、どうしてこれが外に出てきたかということについて説明はあったのですか。どう認識していますか。

○新里勝也水産課長 2月ごろまでは割と情報が入ってきたと聞いております。その過程の中で、特別協力水域を日本側としては確保することを主張している中で、台湾側からは（エ）、（オ）、（カ）の三角の水域、そして特別協力水域の上の（ア）と（サ）の部分—久米島の西側を強く要求されたと聞いております。

○仲村未央委員 では、特別協力水域の見返りの領域として、暫定執法線を越えて譲ったという認識ですか。

○新里勝也水産課長 結果としてそう見えるのですが、その交渉の過程でのやりとりは詳細に聞かされていないものですから、承知しておりません。

○仲村未央委員 それが本当であればゆゆしき問題だと思います。皆さんが日台漁業協定取り決めとして出された資料1の中にも、資源の維持ということがうたわれています。相手国の漁船に自国の漁業関係法令を適用しない中で、相手国の漁船の操業を信頼して、資源の管理の維持をすることですよね。これは実際には台湾の船は全部受け入れる一向こうが出してくる船については受け入れるというのが日本側の対応ですね。この協定からいくと。その水域内で日台双方の取り締まりは一切行わないと。漁船は自己管理により秩序維持をするというのが協定の内容だと思います。そういった状況の中でどのように資源管理をするのですか。そこがよくわからないのです。日台双方が責任を持って資源管理をすると。漁船が自己管理により秩序維持を確立すると。台湾から来るものはこちらの法令を一切適用しないし、全部受け入れるということが前提となっている中で、どうやって資源の管理をするのですか。

○新里勝也水産課長 法令の適用は除外されるとされておりますが、当該水域における資源の状況はきちんと双方で調査が行われて、資源の状態を把握した上で、最終的には日台漁業委員会の中で協議され、お互いの法律に基づいて漁業資源は管理されていくというシステムだと聞いております。

○仲村未央委員 特別協力水域についてはそうかもしれませんが、今言うよう

な法令適用除外水域についても、そういった具体的なルールを定めて、法令が適用されないのに資源管理をできるのですか。

○新里勝也水産課長 日台漁業委員会の所管事務としましては、法令適用除外水域も含めて、今説明しました資源の動向や操業のルールなど、そういうものを協議していく場だと聞いております。

○仲村未央委員 実際には、例えば（オ）の周辺にマチの保護区があると聞いております。そういったところの秩序の状況というのは非常に厳しいと見ますが、今回の日台漁業協定取り決めの影響等はどのように見えていますか。この近海の資源管理について。

○新里勝也水産課長 八重山周辺海域にマチ類の保護区が設定されております。現在でも台湾の漁船等が入ってきて、資源の枯渇が懸念されているという話を聞いております。今回の取り決めでさらに台湾漁船が入ってくると、さらに厳しい状態が想定されるということは、漁業者も私どもも認識しているところです。

○仲村未央委員 もう一つは、八重山以南の南の部分です。先島地域の南の部分。これは今回の協議の対象にはならなかったという認識ですが、この南の部分はこれからも日本側の海として一言ってみれば沖縄の海として、将来にわたってここが確保されたという認識ですか、皆さんは。それとも、ここも今後の協議いかんによっては、同じようにこのような法令適用除外水域になるやもしれないと。なぜならば、暫定執法線の内側も含んでいますから。そういう認識ですか、どちらですか。

○新里勝也水産課長 今回の交渉の中で、南の海域は交渉のテーブルにのらなかったと聞いています。これは水産庁の報告ですが、水産庁としては交渉の過程でテーブルにのせないようにしたと聞いております。ただし、台湾側がこの海域についても将来要求してくるということは、あると認識しております。

○仲村未央委員 私は県の認識は非常に甘いと思うのです。関係者の方から水産庁の協議資料のコピーをいただいたのです。その中で、先島諸島南部水域については協議の環境条件が整ってから検討となっているのです。南の部分については本国の漁場として確保していく姿勢を明快にした交渉になっていないの

です。明記されているのは、協議の環境条件が整ってから検討としか書かれていない。どのように理解していますか。

○新里勝也水産課長 その書類は今、手元にないのですが、今回は交渉のテーブルにのせなかったが、台湾側としてはやはり南側の水域でも操業したいという意向を十分持っていると聞いております。今後協議が調い次第検討するというのは、水産庁の担当者からの説明としては、協議が調わないと検討しないということを逆に説明したというニュアンスで聞いております。

○仲村未央委員 今の言い方が、本当に危機感のないことの象徴に聞こえるのです。今実際に起きていることは、全く頭越しなのです。裏切られたわけです、皆さんの立場は。先ほどの副知事の皆さんの要請のペーパーからも、外務副大臣は漁業者の意向を理解していると、頭越しに協定を締結することはないと回答されたのでしょうか。そういう中において、南の海についても、今のような認識ではまた同じことが繰り返されると誰もが思っているわけです。しかも、平成9年の日中漁業協定の際にも皆さんは、状況も知らされないでここに来ているわけですから、立つべき視点としては、日台漁業協定の問題の前に日中漁業協定の一台湾とはやったのですが、中国はみんなここに入れるわけでしょう。こういった状況の見直しを含めて求めるところに皆さんは立つべきではないですか。日中漁業協定から見直すということに力点、視点を置かないと、民間協定ですいうところで、特別協力水域などを議論させていいのですか。そこが聞きたいのです。

○新里勝也水産課長 平成9年当時の認識は甘かったと反省しなければいけないと認識しております。漁業者からも日中漁業協定については非常に厳しいという話を聞いております。去る2月の日台漁業協定の要請のときには、日中漁業協定の内容も含めて国には要請したと聞いております。私どもも、委員のおっしゃるように、日中漁業協定も非常に問題ありという認識は持っております。それもあわせて、国に対しては見直し、あるいは何らかのルールづくりを求めていく必要があると認識しております。

○仲村未央委員 弱い。そしてなぜ農林水産部長が答弁しないのですか。今のやりとりの中で、これは本当に大変な事態だということが全く先ほどから伝わってこないのです、逆に私たちは危機感を強めています。結局、日中漁業協定で切られて、日台漁業協定で切られて、2度切られているわけです。もっと言え



ば、沖縄の海は米軍による制限水域ですよね。このような中で、こちらにも行けない、そして、ここは好漁場だから九州の船もどんどん来る。国内でも大変な競争が迫られる漁場でしょう。そしてここは中国、ここは台湾となってしまうたら、沖縄県の漁業者は行く場所がないのです。本当に漁業が壊滅的な状況に瀕しているということを、皆さんが緊張感を持って発しないといけないのではないですか。それが先ほどの、多大な影響を避けられないことからという表現で済まされることではないと思うのです。その認識について、農林水産部長お答えください。

**○山城毅農林水産部長** 確かに委員のおっしゃるとおりで、去る2月25日、26日に要請に行ったときにも、日中漁業協定の内容にも問題があるということで、今回、日台漁業協定とあわせて日中漁業協定の問題点も要請しております。これについても我々是一緒になって、日中漁業協定をどのようにして改定できるかということを研究しながら、強力に要請していきたいと考えております。

**○仲村未央委員** 最後に聞きますが、日中漁業協定を含めて見直しを求めていくという姿勢を、県として表明することができますか。今回の日台漁業協定については当然撤回を求める。そして日中漁業協定にさかのぼって見直しを求めるということを、県として表明する中で交渉あるべきだと思います。そういった県のメッセージを明確にしないと、何を皆さんが抗議しているのか、お茶を濁しているのか。今後の協定に何を求めていくのかの前提として、日中漁業協定の見直し、そして日台漁業協定の破棄を明確にするという姿勢を県が表明すべきだと思いますが、いかがですか。

**○山城毅農林水産部長** 日中漁業協定については、当時、県も地元も何の説明も受けていないと聞いております。これについてはしっかりと見直しについて要請していきたいと思えます。ただ、日台漁業協定は先ほどから議論がありますので、県漁連等関係団体の意見も踏まえながら、県としてもしっかりした方針を決めながら対応していきたいと考えております。

**○仲村未央委員** 日台漁業交渉の対応も、本当に中身が担保されるような、そもそも協議の場になっているのかということそのものも不透明で、お互い民間ということが前提にある限り、どこまで資源の秩序ということに法の適用がなされるのか、非常に曖昧だと見えます。そこは非常に疑わしいと表明して終わります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
儀間光秀委員。

○儀間光秀委員 いろいろ議論をお聞きしているのですが、この問題は平成8年から計16回協議が行われた。平成21年に協議を中断して、去年の11月30日から協議が再開されて、3月13日と一予備会合の開催はこの2回だけですか。

○山城毅農林水産部長 この2回と聞いております。

○儀間光秀委員 合意に至るまで、協議内容に関して県に説明や報告等がありましたか。

○山城毅農林水産部長 要請に行った時点の2月までは意見交換があったわけですが、それ以降については4月10日に初めて説明を受けたということです。

○儀間光秀委員 4月10日ということは、この協定が締結された日ということですか。

○山城毅農林水産部長 そういうことでございます。

○儀間光秀委員 それまでは具体的な協議内容等に関して県に聞かされていなかった。内容については報告がなかったという認識でよろしいのですね。

○山城毅農林水産部長 そういうことでございます。

○儀間光秀委員 新聞で、地元との折衝に関与してきた島尻安伊子内閣府政務官の、地元の意向を踏まえた改定になっているのではないかというコメントがあるのです。その件に関して、県はどう思いますか。

○新里勝也水産課長 その島尻安伊子内閣府政務官のコメントも新聞で確認させていただきまして、農林水産部長と一緒に東京に行った際にお会いし、どのような内容を把握されていらっしゃるのか確認する中で、水産庁からの情報が詳細に入っていなかったのではないかと考えております。と申しますのは、図で我々と確認する中で、色塗りなどその辺が少し一我々が聞いている認識と先

生の把握されている情報にギャップがありました。したがって、その評価のコメントが一我々としては内容が少しわからないのではないかと思います。

○儀間光秀委員 再確認ですが、内閣府政務官とお話ししたのはいつですか。

○新里勝也水産課長 4月10日です。

○儀間光秀委員 これは恐らく、先ほども話が出たと思いますが、尖閣の領有権の問題、あるいは日中関係、日台関係の問題が深く関与しているということが新聞報道等でも見え隠れする中で、八重山漁業協同組合における水産庁の須藤資源管理部長の説明会の中で、後ろから早くしろと叱られたと。後ろということは恐らく官邸ではないかという話が見え隠れするのです。県の漁業に従事している皆さんの死活問題である中で、そういう国際情勢の中で外交上の問題が絡んでいるような様子があるのです。その件に関して県の認識はどうですか。

○山城毅農林水産部長 聞いた話によりますと、水産庁は押しやる方向で、漁業者のことをいろいろ考えながら交渉しているわけですが、今回、日中関係の中で、官邸から早急にまとめるようにということがあったと我々も聞いております。そういう意味では非常に遺憾であると思います。

○儀間光秀委員 最後ですが、今後日台でルールづくりをしていくと思うのですが、しっかりと県内の漁業関係に従事する人の意見を、その人たちの立場に寄り添って十分反映できるような努力が必要だと思うのです。先ほどのお話の中で、撤回、見直しも含めてハードルが高いとあったのですが、このハードルをクリアする気持ちが県にはあるのか。また、そのためにはどのようなやり方が必要なのか。そういった考えがあればお聞かせください。

○山城毅農林水産部長 まず、現場の漁業関係の皆さんの意見をしっかりと集約することが大事だと思っております。その中で議論になっているものがどのように決まっていくのか。それが決まれば知事、副知事と一緒にあって、国にしっかり対応していきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜納昌春委員。

○喜納昌春委員 先ほど砂川委員が日中漁業協定について、上はいいから下はどうなっていますかと。日中暫定措置水域というのがありますね。この部分はどなっていますか。どのような意味ですか。

○新里勝也水産課長 資料の縦の線がずっと来て、東経125度30分、宮古島のすぐ東のこれがずっと上がって行って、こうなるというのが問題です。

○喜納昌春委員 その部分は、中国の船は出入り自由なのですか。

○新里勝也水産課長 操業が自由にできるという位置づけになっています。

○喜納昌春委員 私はこれを見てショックを受けました。ある意味で平成9年で既に終わっているのです。県も関与できなかつた。暫定水域のところでは沖縄の漁業者もそうだが、九州の漁業者などあの辺と競合するということで、相当関心を持ってやったと思うのです。沖縄は直接関係なくて。沖縄が関係するのは、まさに今やっているところです。日台ですが本当はこれは琉台です。本来的には沖縄と台湾の話なのです。ところがそれをまた日本政府はやったわけです。そういう意味では今委員からもいろいろありましたが、破棄—実際はなくてもいいぐらいの話で、沖縄の漁民はその中で実際にしっかりやっていたわけです。ところが台湾の皆さんを含めて、その間恐らく中国は逆に来たかもしれませぬ。台湾と言わずに、中国は自由に来れるわけですから。この問題について、沖縄は余り物は言えなかつたわけですね。台湾がある意味では相当力をつけてくる中で、具体的に問題になってくるわけです。協定の中にあるので、具体的にその辺で善後策です。沖縄県が物を言える部分をつくっていただきたいということです。この協定の効力はいつまでですか。

○山城毅農林水産部長 終了通告が一方からあつた場合に、6カ月後に失効することになっております。

○喜納昌春委員 これは無期限なのです。期限なし。日米安全保障条約と一緒に。だから、ハードルが高い云々ではないのです。まさに利害が関係するのは沖縄なのです。九州ではない。日台漁業委員会がありますね。この中で委員2名2名云々で、場合によっては漁業関係者が呼ばれるものもあるのですが、漁業関係者が物を言う場が大事だと思うのです。そうすることによってこれは消えますよ。期限なし。通告したら6カ月で終わる。その協定の話も東京ですから、

これも実際はおかしい話です。沖縄でやるべきです。直接利害が関係するのは沖縄ですから。今さら何ができるかですが、八重山を含めての漁業者の皆さんは相当四苦八苦していると思います。中国ももっと船団は大きくなるでしょう。台湾もそうです。ですから沖縄県の漁業者は自然に行けなくなるわけです。そういう意味では、この協定はハードルが高い云々ではないのです。本当に沖縄の漁業者の皆さんが被害を受けているのでしたら、救済しないとイケないわけですから、この協定は消えますよ。私はそう思うのですが、どうですか。

**○山城毅農林水産部長** その辺は沖縄側がどう訴えていくかということが大事だと思いますので、しっかり気持ちを持って対応していきたいと考えております。

**○喜納昌春委員** これは皆さんに反省云々言うのだが、実際は政治なのです。沖縄タイムスの社説にこうあるのです。日本側にしてみれば中台連携を阻止した政治的なメリットは大きいと。このようなメリットのためにこのような協定をやられてはたまらないわけです。このような協定にメリットはない。はっきり言って台湾と中国は分断されるわけがないです。あの国は連携しながらうまく一日本側はメリットがあったと思っているのですが、実際は台湾側に譲ったわけですから。台湾の実利は中国の実利なのです。だから先ほど示してもらったことですが、まさにこの協定と含めて、本来ならば台湾とやらなくてもいいぐらいの話です。台湾は中国と一緒にだから、自由に来れるのです。改めて日台漁業協定で強化しただけの話なのです。ひどい話です。まさに平成9年の日中漁業協定の段階で決まっています。台湾は中国だから。今度の協定で二重、三重に台湾側は強くなった。それでも負けではないので、そのテーブルはつくっているわけですから。このテーブルはまさに日本のためではない、沖縄のために余地を残した日台漁業委員会ですから。私たちは八重山を含めて漁業を守らないといけないので、日台漁業委員会の中でしっかり物を言ってほしい。ある意味では大変厳しいですが。日本政府は沖縄のことは眼中になかったです。日中漁業協定の場合もそうだが、今度の場合もそうです。そのことは東京で話をするというのです、毎年2回ぐらい。本当は沖縄でやるべきなのです。沖縄の皆さんが関係するのです。それは理屈上破綻しているのですが。実際は沖縄の漁業者はそれで消えさせていいかと。そうはならないので、そういう交渉をする中でこの協定は通告で消えます。しかも通告しなければ無期限。その辺はしっかり腹を据えて交渉して、八重山の漁民を守ってほしいです。頭越しで無視されたということは平成9年も一緒ですから。その辺を強く要望しておきます。

○山城毅農林水産部長 委員のおっしゃるとおりでございます。我々行政側もしっかりと、そういう日台漁業委員会でやることになれば、そこに漁業の関係者の皆さんを入れて、県としても一緒に取り組んでいきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 先ほど来、尖閣の問題、中国との問題等も関係して、この協定がなされたということは本当におかしな話だと思います。県選出の国会議員の皆さんは9名いらっしゃると思いますが、そういう国会議員と連携をとりながら—そういう話はなかったのですか。

○山城毅農林水産部長 2月に要請に行ったときには、国会議員全員にも同じような要請をしております。

○瑞慶覧功委員 それで何かまとまった動きはありましたか。

○山城毅農林水産部長 一部の国会議員におきましては、国会でも質疑をしながら追及しているということを聞いております。

○瑞慶覧功委員 先ほどの説明の中で、漁業者の意見の中には見直しを求める声と、一部でルールづくりをきちんとやってほしいと一容認した上でのことになると思うのですが、官房長官から、影響が出た場合は政府で対応するという話が出ているのです。そうするとすぐに補償金の話など、そのように受け取られるのです。裏ではといいますか、多数の皆さんからそういう補償の話が出ているのですか。

○山城毅農林水産部長 そういう補償云々の話は一切出ておりません。

○瑞慶覧功委員 しかし、当然いろいろな段階で最終的にはそういう話もあっていいのですが、やはり本来は漁業者が本当に漁業できちんとやっていけるよというところが今回の筋だと思うのです。すぐに政府は補償といったようなニュアンスでするのがとても気になるのですが、ぜひきちんと沖縄の漁業の発

展のために、結果を求めていただきたいと思います。

○山城毅農林水産部長 現場で漁業者の皆さんが安心して安全に操業できるということが一番ですので、県漁連等漁業者の皆さんの意見を集約しながら、県としても方針を決めながらしっかり対応していきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、日台漁業協定締結についてに対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○上原章委員長 再開いたします。

「日台漁業協定締結に関する意見書」を議員提出議案として提出するかどうかについて、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出等について協議した結果、意見書を提出すること、意見書の内容は文案の「日台漁業協定に強く抗議する。」を「日中漁業協定及び日台漁業協定に強く抗議し、見直しを求める。」に修正し、宛先から国土交通大臣を削除すること、要請方法は直接要請とすること、本意見書の趣旨を関係要路に要請するため、議員派遣について議長に申し入れをすること及び本意見書の趣旨の変更を伴わない字句の修正等については委員長に一任することについては意見の一致を見たが、提案者を本委員会の全委員とすることについては、儀間委員から、そうぞう会派として本会議での当該意見書の採決は退席する方針であることから、提案者になることは保留したいとの説明があった。)

○上原章委員長 再開いたします。

議員提出議案としての「日台漁業協定締結に関する意見書」の提出について

は、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。



沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章